

別紙

諮問第1051号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下単に「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「申立人（審査請求人）が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで〇〇警察署に留置されていた際の被留置者出入簿」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年9月20日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る請求個人情報、留置施設に留置されていることを前提として作成される保有個人情報であって、法124条1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当することから、不開示としたものであり、本件不開示決定は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年2月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年5月21日に実施機関から理由説明書を收受し、同年6月25日（第192回第三部会）から同年9月25日（第194回第三部会）まで、3回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 適用除外の趣旨について

法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）を適用しない保有個人情報に関して法124条1項は「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。

その趣旨は、これらの保有個人情報には、個人の前科、逮捕歴、勾留歴を示す情報等が含まれており、開示請求の対象とすると前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者等の立場で刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、開示請求の適用除外とされたものと解される。

#### イ 本件不開示決定の妥当性について

審査請求人は、警察庁は「捜留分離」を標榜し、掲げているのであるから、本件「被留置者出入簿」は「刑事事件に係る司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」には該当せず、単なる行政文書であるから開示すべきである旨主張する。

審査会が検討したところ、法124条1項に定める「司法警察職員が行う処分」とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）189条に定める司法警察職員として行う犯人及び証拠の捜査に係る処分を指すと解されるところ、被疑者の逮捕等に伴う留置（同法203条1項、205条1項）も司法警察職員として行う犯人及び証拠の捜査に係る処分に含まれる。

そして、本件開示請求に係る請求個人情報が記録されている被留置者出入簿は、警察法施行令（昭和29年政令第151号）13条1項の規定に基づく被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）5条1項2号により備付けが義務付けられ、所定事項を記録しておかなければならないとされる簿冊である。実施機関では、警視庁被留置者留置規程（平成26年4月1日付訓令甲第16号。以下「規程」という。）7条（関係簿冊の備付け）において、「留置施設には、次の各号に掲げる簿冊その他別に定める簿冊を備え、所定事項を記録しておかなければならない。」

と規定し、同条10号において「被留置者出入簿」を定めるとともに、規程27条1項において「留置担当官は、被留置者の出し入れ（被留置者を留置施設から出場させ、又は留置施設に入場させることをいう。）を行う場合は、規程7条10号の被留置者出入簿により、留置主任官の指揮を受けなければならない。」と規定しているのであって、これらに記録される情報は、留置に係る保有個人情報であり、司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報である。

すなわち、本件開示請求に係る請求個人情報については、警察官により逮捕されたことを前提とする、警察署の留置施設での処遇等に関して作成される被留置者出入簿に記録される個人情報であるから、法124条1項に定める司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報であると認められる。また、同項は、当該処分等を受けた者等に係るものに限るとしつつ、開示請求者が誰であるかによって適用除外の有無を区別していないと解され、仮に当該処分を受けた者自身の請求であっても開示請求等の規定は適用されないから、本件開示請求に係る請求個人情報については、開示請求等に関する規定は適用されない。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る請求個人情報について法124条1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当するとして行った本件不開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ